

第2章 中国における高等教育制度と大学の設置形態

鮑威（北京大学）

1. 中国における高等教育制度の概観

文革終結後、改革開放・市場経済化に伴って、中国の高等教育は再建・拡大された。本節では、20世紀の80年代以降、中国政府が高等教育機関をどのような方式で管理してきたのか、高等教育機関の管轄をめぐる中央政府と地方政府の関係および政府と大学の間にはどのような変化がみられたのか、その変遷をみておくことにする。

1-1 高等教育管理体制の変遷：中央統括から地方分権化への道

【1978—1984年】中央統括・指導モデルの再強化

文化大革命の間に、中国の中央所管大学はほぼ消滅した。当時は、全国の殆どの高等教育機関が省・直轄市・自治区の革命委員会の管轄下におかれ、1970年6月に高等教育部および教育部が廃止された（張 1998）。文革終結後、教育部が1975年に復活し、1978年には全国598校のうち、255校（教育部所管38校、その他の中央省庁所管217校）が中央所管大学へと復帰した。その後、高等教育機関の乱立と質の低下を防ぐため、1980年に国務院「中華人民共和国学位条例」が公布された一方、1979年に教育部は再び「高等教育機関に対する統一指導、共同管理を強化することに関する決定」を公布し、中央政府による統括・指導のもとで、中央教育部、各中央省庁と地方政府がそれぞれの異なるレベルにおいて、大学を設置・管理する体制を取り戻した。しかし、市場経済への移行につれ、こうした硬直的計画経済に適応した体制にはさまざまな問題が指摘され、改革の必要性が高まってきた。

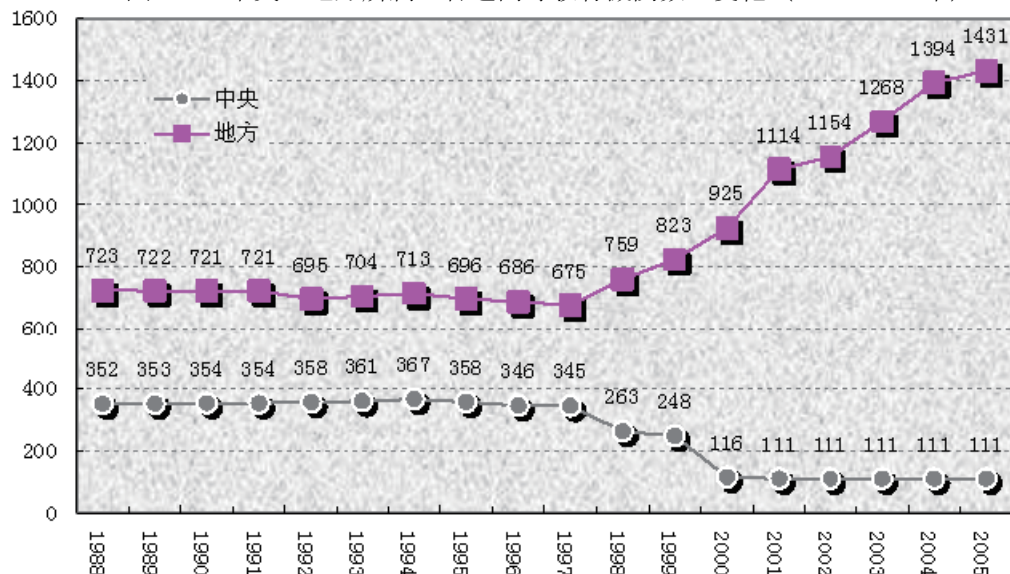
【1985—1992年】高等教育管理体制の模索

1985年6月に、新たな中央教育行政部門「国家教育委員会」が設置された。当時の副首相李鵬が委員会の主任に就任し、国家計画委員会、国家経済委員会、国家科学技術委員会、財務、労働人事部の各中央省庁からの副主任、副部長を国家教育委員会の指導層に兼任で迎え入れるなどして、政府内で強い影響力を持つ組織となった。そして、国家教育委員会のもとで、教育法の制定など、90年代の後半までに様々な教育改革が実施された（楠山 2005）。この時期に高等教育管理体制に重要な変化をもたらしたのは、1985年の中共中央「教育体制の改革に関する決定」（以下「決定」）と1986年国務院「高等教育の管理責任に関する暫定規定」という2つの政策文書である。「決定」は、高等教育管理体制の改革について、「中央政府のマクロ的指導・管理を強化すると共に、行政組織の簡素化と地方政府への権限移譲を實行し、大学の自主裁量権限を拡大する」方針を示した。また、各レベルの政府部門の積極的な大学設置を引き出すため、「決定」は「中央・省・中心都市」という3つのレベルごとに大学の設置・管理制度を構築する目標を打ち出した。しかし、政策的に急速に進められたとはいえ、その後政府の権限移譲の目標は決して実現したとはいえない。その理由は、政府と大学の関係が明確にされていなかったほかに、市場という新たな要素の登場によって、3者の関係がより複雑になったためである（勞 2007）。

【1993－1997 年】高等教育管理体制の試行

「決定」の改革方針を踏まえて、1993 年国務院「中国教育改革・発展綱要」（以下「綱要」）が公布された。高等教育管理体制について、「綱要」は「政府と大学、中央政府と地方政府、国家教育委員会とその他の中央省庁との関係を解決すると同時に、次第に政府によるマクロ的管理、大学が社会のニーズに適応しながら、自主的運営を行うという体制を構築する」という目標を明らかにした。また、高等教育機関の管理に関して、省政府レベルを中心とする「中央・省/直轄市/自治区」という二重管理体制の構築を強調した。1985 年の「決定」との大きな違いは、「綱要」ではこれまでの「大学の設置者＝政府」という方式を変えて、政府が中心でありながら、社会全体が大学設置に関与する体制を形成するビジョンを明確に示したことにある。さらに、1995 年の国務院「高等教育体制改革の深化に関する意見」において中央所管大学の地方移管また地方政府と中央政府との共同管理、企業・社会团体・個人が大学の設置管理に関与することなどを方針として打ち出した。こうした改革の背後には高等教育機関の設置形態と資金調達ルートが多様化するという政策的意図が含まれていた。

図 2-1 中央と地方所属の普通高等教育機関数の変化（1988-2005 年）



元資料：各年度教育事業統計年報

1994 年 7 月、対外経済貿易部所管であった上海対外貿易学院を上海市政府に移管した。その時期から中央所管大学の機関数が減少しはじめたとはいえ、その動きはそれほど大きなものではなかった(図 2-1 を参照)。同時に地方政府への権限移譲のもう一つの注目すべき動きは、共同管理大学の数が 1997 年まで 92 校にのぼっていたが、そのうち地方政府を主管部門としたものはわずか 4 校にとどまっていたことである。大学の合併も 1992 年から 1997 年までに 162 校が参加し、74 校に統合されたが、中央所管大学の権限は基本的に中央省庁に握られていた(『中国教育年鑑』1995～1998 年各年度版、楠山 2005 年)。

【1998 年以来】高等教育管理体制の根本的変革

中国高等教育管理体制の改革において、1998 年は重要な分岐点であった。

同年、政府の簡素化、公務員の削減、業務の効率化などを課題とする国務院機構改革が実施された。それによって、40 あった中央省庁を 29 に減らし、国家教育委員会が教育部に改組された。そして、教育部の権限委譲に関して、以下 9 点の高等教育管理事項が変更された。(1) 専科高等教育機関の設置に関する審査・認可権を各省政府に委譲。(2) 高等職業技術学校と成人高等教育機関の学生募集をめぐる「指令型」計画を次第に「指導型」計画に改定。(3) 地方所管大学の学部新設の審査・認可権限を所在省政府に委譲。(4) 地方所管四年制大学の学士学位授与権の審査・認可権限と修士学位授与組織の審査・認可権限を省レベルの学位委員会に委譲。(5) 教育部所管大学の授業料徴収水準は、所在地の教育行政部門による審査の後、認可権限を所在地の省政府に委譲。(6) 人員給与総額の請負制と高等教育機関の定員管理に関する規定のもとで、教育部所管大学の内部人事制度、給与と収入の分配に関する管理、内部施設の設置及び大学内部の専門技術ポストの設置・調整の審査・認可権を教育部所管大学に委譲。(7) 教育部所管大学の副学長以下の管理職の任免管理権を各大学に委譲。(8) すでに大学院設立を認可した高等教育機関及び科学研究機関に、関連する専攻の修士学位授与組織の審査・認可権を委譲。(9) 博士学位授与組織の博士課程院生指導教員の資格審査・認可権を、博士学位授与組織である各大学と科学研究機構に委譲（教育部 HP 2010）。

1998 年にはまず中央所管大学の半数が地方政府に移管された。さらに 2000 年から一部教育部以外の中央所管大学について大規模な改革が実施され、一部の総合大学が教育部に移管し、残りの多くは大学所在地の地方政府に移管した。図 2-1 にみられるように、この改革の結果、2001 年の中央所管大学の数は 111 校（教育部所管 72 校、他の中央省庁所管 39 校）まで減少し、一方地方所管大学は 1,114 校まで急増した。

こうして、約 10 年間の改革を経て、政府行政機関の再編・整備改革と平行して、中国の高等教育が「共同建設・調整・連携・合併・移管」という五つの方法を通じて、「中央政府と省政府の 2 レベルによる管理、省レベル政府が主として管理する」という高等教育管理制度を作り上げた。こうした地方分権化改革の動きは、政府機能、特に中央政府の管理機能を統括から指導へとシフトし、行政管理システムの効率化を図ったものであった。ただし、一連の政府法規文書は、中央と地方両政府の高等教育の職責を明示化した一方で、権限を明確にしていなかったため、現実には中央政府の権限が十分省政府に委譲されず、権限回収の問題がみられる。

1-2 高等教育機関の自主裁量権の拡大

続いて、高等教育管理体制のもう一つの側面は、設置・管理主体である政府と高等教育機関の関係である。ここで具体的に取り上げるのは、政府の権限委譲による高等教育機関の自主裁量権の拡大である。

1979 年 12 月 6 日付の『人民日報』に、当時の復旦大学の学長蘇步青、同済大学学長李国豪、上海師範大学学長劉仏年、上海交通大学共産党書記などが連名で書いた「高等教育機関にもっと自主裁量権を与えよ」という文書が掲載された。その事件がまさに中国高等教育機関が自ら自主権を求める最初の動きと見られている（張応強・程瑛 2008）。

20 世紀 80 年代の半ば、高等教育機関の強い要求に対して、さらに高等教育発展の活気を引き出すため、政府がやっと動き出した。1985 年の「決定」の改革設計図には、地方政府、中心

都市が高等教育の設置・管理に積極的に関与するように喚起するとともに、高等教育機関の自主裁量権を拡大するという2つのポイントが含まれていた。そこで、高等教育機関が政府の政策、法令、計画を前提としたうえで、(1) 定員枠外として外部から養成を委託された学生や私費学生を募集すること；(2) 専攻の人材養成方針、教育計画とカリキュラムを制定し、教材を編纂・選定すること；(3) 委託を受けて、外部組織と共同で科学研究、技術開発を実施すること、もしくは教育・研究・生産の共同体を設置すること；(4) 副学長およびその他のレベルの学内管理者を推薦・任命すること；(5) 自ら調達した資金を利用して、国際的教育と学術交流を行うことについての権限が認められた。しかし、この時期の改革はまだ試行段階にあり、90年代の初め、高等教育機関の自主裁量権拡大の改革はまず南京大学、東南大学、さらに国家教育委員会所管の36大学で試行され、その上で「国家教育委員会所管大学の内部管理体制に関する若干の意見」と「普通高等教育機関の内部管理体制の改革に関する意見」という2つの公文書が出された。その中では、高等教育機関の教育科研、校営企業、生活福祉サービスの提供について、異なる管理方式を実施する方針が打ち出された。具体的には、教育科研に関しては、「事業単位」と呼ばれる公共部門の管理体制を採用すること；校営企業は独立した経済組織として、企業化管理体制を採ること；生活福祉サービスを提供する部門については、請負制の上で事業単位の企業化管理体制を採用し、今後次第に市場化の方向へと転換すること、などが謳われている。

自主裁量は、1990年代に入ってからさらに拡大された。1993年の「綱要」に次いで、当時の国家教育委員会は人事制度と配分制度を焦点にしてさまざまな改革を実施した。そこでの改革の内容は、大学の生活福祉サービスの提供、学生募集と卒業生の就職制度、大学の科研と科学技術開発の体制（科学技術産業を含む）、大学董事会制度、基金会制度および学生の授業料徴収後の奨学金制度などが含まれていた（『中国高等教育』評論員 1994）。1999年1月から施行された「中華人民共和国高等教育法」は、設置認可を受けた高等教育機関に独立した法人格を付与した。そのほかにも、学生募集、学問分野・専攻の設置・調整、教育計画・教材の選定・教育活動の実施、科研・技術開発・社会サービスの提供、海外大学との交流と連携、内部組織機構の設置と人員配置、教員の職務と給与水準の決定、財産と資金の管理と使用について、高等教育機関の自主裁量権が明示された。

法制度上、中国の高等教育機関がこれまでの国家施設型モデルから脱却したとはいえ、その一方で、高等教育機関が依然として政府の強い統制のもとに置かれていると批判する者は少なくない。その理由については、3つの要因が指摘されていた（勞凱声 2007）。第一に政府の権限下放の動きの中で、大学の自主裁量権が拡大されたものの、それはあくまでも経営管理権限に限られ、大学の学問の自由に関してはまだ明確にされていない。第二に「高等教育法」の第39条において、政府が設置した高等教育機関は学長が法定代表になるとともに、「中国共産党高等教育機関基礎委員会の指導のもとでの学長責任制」を実施することとされている。言い換えれば、公立大学のガバナンスの構造には、党委員会を頂点とする共産党の統制系統と、学長を頂点とする行政の統制系統が併存するという特質がある。いったん両統制系統が権力配分や機能分担において統一できなければ、大学の運営に制約を与えうる。第三に大学の自主裁量権が拡大されたとはいえ、それについて明確に法文化されていないため、政府による権限回収または行政干渉の問題が生じる。

1-3 設置形態の多様化：民営セクターの生成と発展

政府と大学の関係の変化を伺い知るもう一つの側面は、高等教育機関の設置形態の変化である。

20 世紀 80 年代以降、改革開放体制のもとで、建国後、国に移管されその姿を消した私立大学、いわゆる民営高等教育機関が再び現れはじめた。1982 年に改定された「憲法」や 1985 年の「決定」をもって、民営教育の存在を容認する姿勢を示した。さらに、1997 年 10 月に国務院が「社会力量による学校設置・運営条例」を公表し、民営教育に対して「積極的に奨励、大いに支持、正確に指導、管理の強化」という政策的方針を打ち出した。しかし、当時の政府は、民営教育の発展を高等教育というよりも、職業教育、成人教育、高校教育と幼児教育の領域に導こうという意図がかなり強かった。

2002 年の末、中国で民営教育関連の最初の法律として、「民営教育促進法」が全国人民代表大会の可決を経て正式に制定された。同法は民営教育機関の利益回収可能性、高等教育の領域への参加を認めるとともに、民営教育に関する管理権限を明確にした。同法の第 11 条において、「学歴教育、就学前教育、独学試験補助教育及びその他の文化教育の提供を実施する民営教育機関の設置に関しては、国家の規定に従い、県レベル以上の人民政府の教育行政管理部門によって審査・許可する。職業技能教育の提供を実施する民営教育機関の設置については、県レベル以上の人民政府の労働と社会保障行政部門によって審査・許可する」ことが規定された。

2004 年 4 月に、「民営教育促進法の実施条例」が公布された。同条例は民営教育機関の監督・評価、財政助成における地方政府の責任を明確にした。そして、民営高等教育機関（独立学院を含む）の運営、財務管理、教育の質の健全化を図るため、2006 年 12 月に国務院の「民営高等教育機関の規範管理の強化、民営高等教育の健全な発展を引導することについて通知」の後に、教育部は「民営高等教育機関の設置・運営管理に関する若干の規定」（2007 年）、「独立学院の設置と管理に関する方法」（2008 年）という 2 つの省令を公布した。政府統計によると、2008 年の民営高等教育機関の数は 640 校（うち、独立学院は 322 校）に達し、在学者数 401.3 万人、そのうち四年制課程は 223.3 万人、専科課程は 178 万人である。そのほかに、非学歴教育を提供する民営高等教育機関の数は 866 校、在籍学生数は 92.02 万人である（教育部 2009）。

1-4 中国高等教育の現状

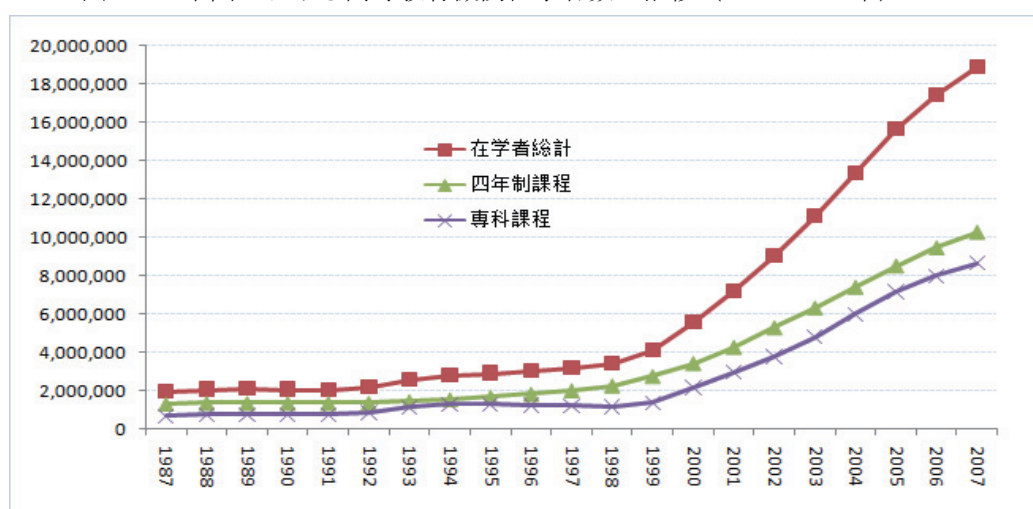
一般に中国の高等教育制度は、大学を含む高等教育機関を「設置主体」と「教育内容」によって 4 つのカテゴリーに分けている。それを表 2-1 に示した。

表 2-1 「設置者」と「教育内容」の 2 つの軸から捉えた中国の高等教育システム

セクター別 内容別	公立セクター	民営セクター
学歴教育	●中央所管四年制大学 ●地方所管四年制大学 ●地方所管職業技術学院(専科)	●独立学院(四年制中心) ●民営学院(四年制課程) ●民営職業技術学院(専科)
非学歴教育	●成人高等教育機関(専科中心) (例えば：放送大学、管理幹部学院、職工大学など)	●独学試験補助校(専科中心)

「高等教育法」第 15 条によって、高等教育は「学歴教育」と「非学歴教育」の両方が含まれる。その中で最も基本的な機関類型は学歴教育機関で、いわゆる正規高等教育機関である。そこでは、公立セクターの中央所管大学と地方所管大学、民営セクターの独立学院、民営学院、民営職業技術学院が含まれている。一方、非学歴教育には、主に成人高等教育機関と民営独学試験補助校、または職業教育訓練機関などが含まれる。本報告書では、主に学歴教育を提供する正規高等教育機関に焦点をあてる。

図 2-2 中国における高等教育機関在学者数の推移（1987-2007 年）



元資料：各年度中国教育統計年報

1999 年以降、中国の高等教育は画期的な拡張を遂げた(図 2-2 を参照)。1998 年から 2008 年にかけて、普通高等教育機関の在学者数は 340.9 万人から 2021.0 万人へと、10 年間に約 6 倍に増えた。同時に高等教育機関数は 1,022 校から 2,263 校へと、10 年間に 1,241 校の高等教育機関が新設された。

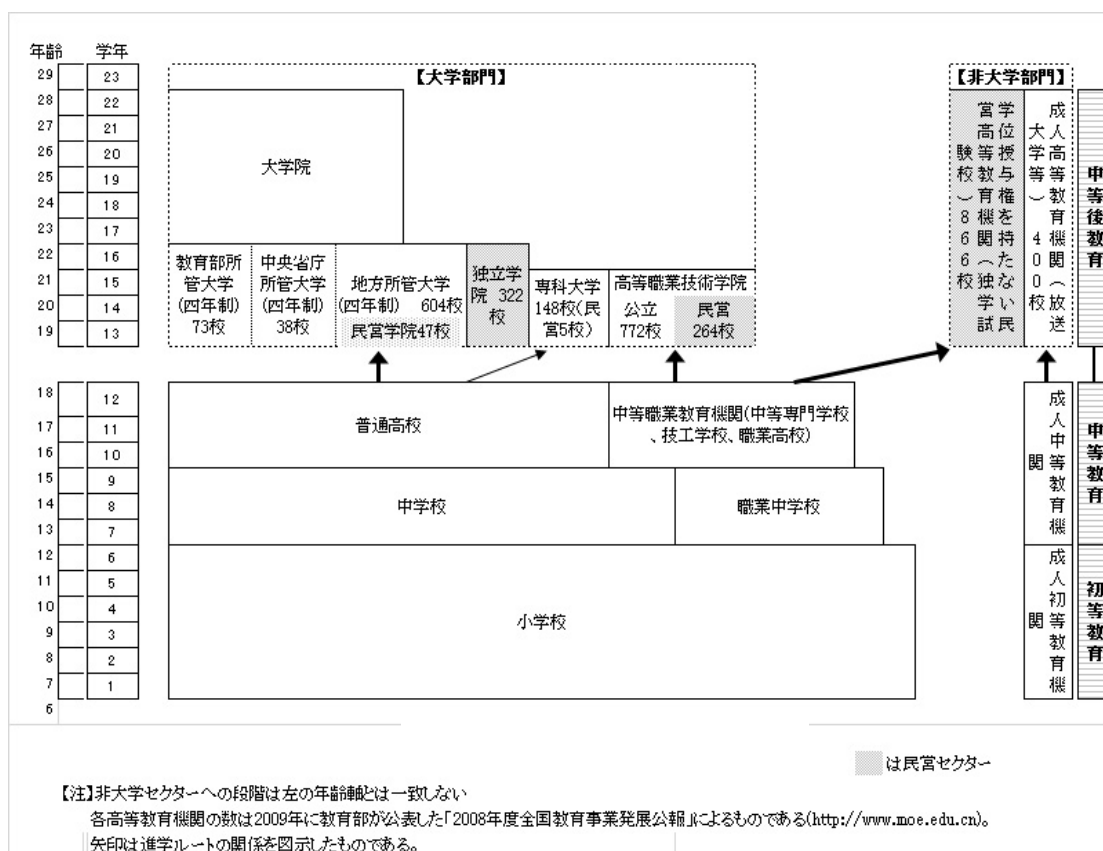
現在、中国の高等教育機関の大学院生の多数は中央所管大学に集中するが、四年制課程と 2-3 年制の専科課程の学生の多数は地方所管大学に集中している(表 2-2 を参照)。また、多様な高等教育機関の修業年限と位置づけは、図 2-3 に示している。

表 2-2 2006 年度の各類型別高等教育機関の在学者分布

類型	在学者数（単位：人）				構造比(単位：％)			
	博士課程	修士課程	四年制課程	専科課程	博士課程	修士課程	四年制課程	専科課程
中央所管大学	174658	504224	1574344	81698	84.0	56.2	16.7	1.0
地方所管大学	33380	392391	6472124	6491184	16.0	43.8	68.6	81.6
民営大学			125426	1212516			1.3	15.2
そのうち独立学院			1264513	202527			13.4	2.5
合計	208038	896615	9433395	7955046	100.0	100.0	100.0	100.0

【出所】『中国教育事業統計年鑑』と教育部の統計公報による。統計時期の違いによって、一部合計数が合わない。

図 2-3 中国の教育システムの概況

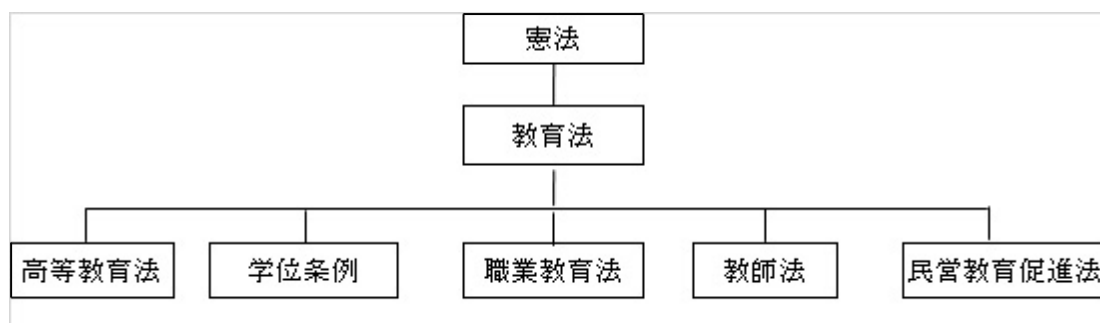


2. 高等教育に関する法律体系と設置形態の類型

2-1 高等教育に関する法律体系

高等教育に関する法律については、憲法のもとに「教育法」(1995 年)があり、高等教育の関連法律体系には、基本法である「高等教育法」(1998 年)のほかに、「学位条例」(1980)、「教師法」(1993 年)、「職業教育法」(1996 年)、「民営教育促進法」(2002 年)がある(図 2-4)。

図 2-4 中国の高等教育をめぐる法律体系



2-2 設置者別・類型別高等教育機関の設置に関する法的規制

中国では、高等教育機関の設置・分校設置・合併・変更・廃止の根拠法規は「高等教育法」

（1998 年）と「普通高等教育機関設置に関する暫定条例」（1986 年）、「国務院から省人民政府への高等職業技術学院の設置審査・認可権限の授与に関する通達」（2000 年）がある（教育部 HP）。

他方、学歴授与権をもつ民営高等教育機関の設置・分校設置・合併・変更・廃止の根拠法規は、上記の法規のほかに「民営教育促進法」（2002 年）と「民営教育促進法実施条例」（2004 年）という法令が設けられている。

それと同時に、設置者別、機関類型別の高等教育機関の設置基準について法令がある。具体的には、公立・民営四年制大学（独立学院を含む）の設置については、「普通四年制大学設置規定（暫定）」（2006 年）、2-3 年間の専科課程の高等職業技術学院については「高等職業技術学院設置基準」である。民営高等教育機関全体については、「民営高等教育機関の設置に関する暫定的規定」（1993 年）があるが、2008 年に教育部は新たに「独立学院の設置と管理に関する弁法」という省令を公布し、特に独立学院の出資者の資格および設置資産の名義変更についての規定が加えられた。

3. 大学と政府の関係

3-1 権限の所在

3-1-1 大学設置認可

上記の設置法規によって、各類型の高等教育機関の設置認可権限は主管の教育行政部門に所在する。国公私立を問わず、すべての四年制大学の設置認可権は教育部にあり、またすべての専科課程の高等職業技術学院の設置認可権は省・直轄市・自治区政府の教育行政部門にある（表 2-3）。

表 2-3 大学設置認可権限の所在

機関類型	設置の認可権限の所在
中央所管大学（四年制）	教育部
地方所管大学（四年制）	教育部
民営学院（四年制）（独立学院を含む）	教育部
公立・民営職業技術学院（専科課程）	大学所在地の省・直轄市・自治区政府教育行政部門

また、具体的な設置申請のプロセスは次のようになっている。

1. 大学の設置認可を受けようとする者は学校の管轄関係によって、省・自治区・直轄市人民政府または国務院のその他の部門を経由して、教育部に申請する。
2. 教育部が申請を受理し、「高等教育法」と「普通高等教育機関設置に関する暫定条例」に拠って行政決定を行う。そこには以下の手続きを必要とする。
 - ① 書類審査
 - ② 全国高等教育機関設置評議委員会の専門家に委託して、現地審査を行う
 - ③ 全国高等教育機関設置評議委員会会議に召集し、評議を行う
 - ④ 教育部に評議委員会の評議結果に基づき、行政決定を行う。

3-1-2 大学設立・存続の要件

「普通四年制大学設置規定（暫定）」と「高等職業技術学院設置基準（暫定）」は、四年制大学と高等職業技術学院を設置する際の収容定員、専攻設置、教員の資格、教育科研の水準、基礎施設・設備、運営経費、役員について細かく規定したものである。表 2-4 は、その一部の基準を整理したものである。

表 2-4 各類型高等教育機関設置の要件（一部）

指標	四年制大学	高等職業技術学院
収容定員の規模	学院：5000 人以上 ／ 大学：8000 人以上	2000 人以上
教員の資格	18：1 を超えない、大学院卒の専任教員の割合は 30% を超えること；准教授以上の専任教員の割合は 30% を超えることなど	大卒の専任教員の数は 70 人以上；専任教員のなかに准教授以上の教員の割合は 20% を超えることなど
校舎面積	学生一人当たり 60 平方メートル以上	学生一人当たり 20 平方メートル以上
基礎的な教育科研設備	理・工・農・医・師範学生は一人当たり 5000 元を超えること；人文・社会科学学生は一人あたり 3000 元を越えること；体育・芸術学生は一人あたり 4000 元を超えること	総額が 600 万元を超えること
所蔵図書	理・工・農・医・師範学生は一人当たり 80 冊を超えること；人文・社会科学学生は一人あたり 100 冊を越えること；体育・芸術学生は一人あたり 80 冊を超えること	全体の図書冊数は 8 万冊を超えること

また、大学の存続要件については、各年度の大学の学生募集定員を決定する基準及び大学の運営状況の観測指標として、2004 年に教育部は高等教育機関の「基本運営条件に関する指標」を公布した。同指標は、基本的運営条件に関する指標と運営状況の観測指標という 2 つのカテゴリーに分かれている。具体的な基本的運営条件に関しては、大学院卒専任教員の割合、学生一人当たり校舎面積、教育科研設備、図書などの指標が設けられている。観測指標には、准教授以上の専任教員の割合、学生一人当たり宿舍面積、校地面積、コンピュータ、メディア教室の所有状況などの指標が含まれている。

3-1-3 学長と共産党書記の任命権の所在

「高等教育法」第 40 条において、「高等教育機関の学長は、教育法の関連規定の条件に適する公民が担当する。高等教育機関の学長、副学長の任命は国家の関連規定に従う」となっている。現実には、中国の公立高等教育機関の学長の選考・任命は政府行政幹部の選考・任命と同様の方式をとる。そこで、大学は学術機関というよりも、国家の重要人材を養成するための教育機関と捉えており、国家意思の貫徹と政府の統制が求められている。選考は、主管行政部門の直接指導のもとで、民主的推薦、意向聴取、民主的評議、考察予告などの過程を経て、最後に主管行政部門の党委員会の討論によって決定される。しかし、候補者人選は狭い範囲で決め

られ、選考過程から学内の教職員と学生はまったく排除されているのが現実である。具体的な高等教育機関各類型の学長と共産党書記の任命権限は表 2-5 のようになっている。

表 2-5 各類型公立高等教育機関の学長・書記の任命権限の所在

機関類型	行政レベル	人選考察部門	任免部門
教育部及びその他の中央省庁所管大学	学長(副大臣レベル相当)書記(副大臣レベル相当)	教育部及び主管省庁の共産党組織と中央組織部	それぞれ国務院と中国共産党中央委員会による任免
教育部所管四年制大学	学長(局長レベル相当)書記(局長レベル相当)	教育部人事教育局と所在地省共産党組織部	それぞれ教育部と教育部共産党組織による任免
その他の中央省庁所管四年制大学	学長(局長レベル相当)書記(局長レベル相当)	関連省庁の人事部門と所在地共産党組織部	それぞれ関連省庁と関連省庁の共産党組織による任免
省・自治区・直轄市所管大学	学長(局長レベル相当)書記(局長レベル相当)	所在地の教育工作委員会と所在地共産党組織部	それぞれ所在地の人民政府と共産党委員会による任免
省政府、中央省庁と地方政府共同管理の高等職業技術学院	学長(副局長レベル相当)書記(副局長レベル相当)	省教育工作委員会と省共産党組織部	それぞれ省人民政府と省共産党委員会による任免

先述の公立高等教育機関と異なり、『民営教育促進法』の第 20 条によって、民営高等教育機関の学長は大学理事会(董事会)によって任免するという事になっている。ただ、その任免結果を主管教育行政部門に申し出する必要がある。

3-1-4 学内幹部の任免権の所在

公立高等教育機関の学内幹部については、行政レベルが副処長(課長相当)以上の任免権を持ち、副学長もしくは副書記の任免権は政府関連部門にある。しかし、その他の学内幹部については、「高等教育法」の第 37 条によって、大学が任免権を持つ。

一方、民営高等教育機関の理事など幹部の任免権は、大学に所在する。

3-1-5 学内意思決定機関などの構成

学内の運営管理体制について、「高等教育法」第 39 条では「政府が設置した高等教育機関は中国共産党高等教育機関基層委員会の指導のもとでの学長責任制を実施する」と規定されている。大学の学術事項の意思決定に関しては、同法第 42 条によって、「大学は学術委員会を設立し、学科・専攻の設置、教育研究の計画の策定、教育科研の成果の評価などの学術事項を審議する」とされている。また、同法第 43 条によって、「高等教育機関では、教師を主体とする教職員代表大会などの形式を通じて、法に従って教職員が民主的な管理と監督に参画することを保証し、教職員の合法的権益を保護する」と規定されている。

一方、民営大学の意思決定機関は「理事会(董事会)」である。「民営教育促進法」の第 20 条

によって、民営教育機関の理事会もしくは董事会は、設置者及びその代表、学長、教職員代表によって構成され、その3分の1以上の理事もしくは董事は5年以上の教育関係職歴が必要とされる。また、理事会（董事会）の規模は5名以上で、理事長（董事長）と理事（董事）の名簿は主管行政機関に届出が必要がある。

3-1-6 公的大学における教職員の身分

公立高等教育機関の教職員の身分については、国家公務員の身分を付与していない。ただし、「高等教育法」第46条によって、高等教育機関では教師資格制度を採っている。また同法の第49条によって、学内の行政管理人員は教育職員制度を採っている。

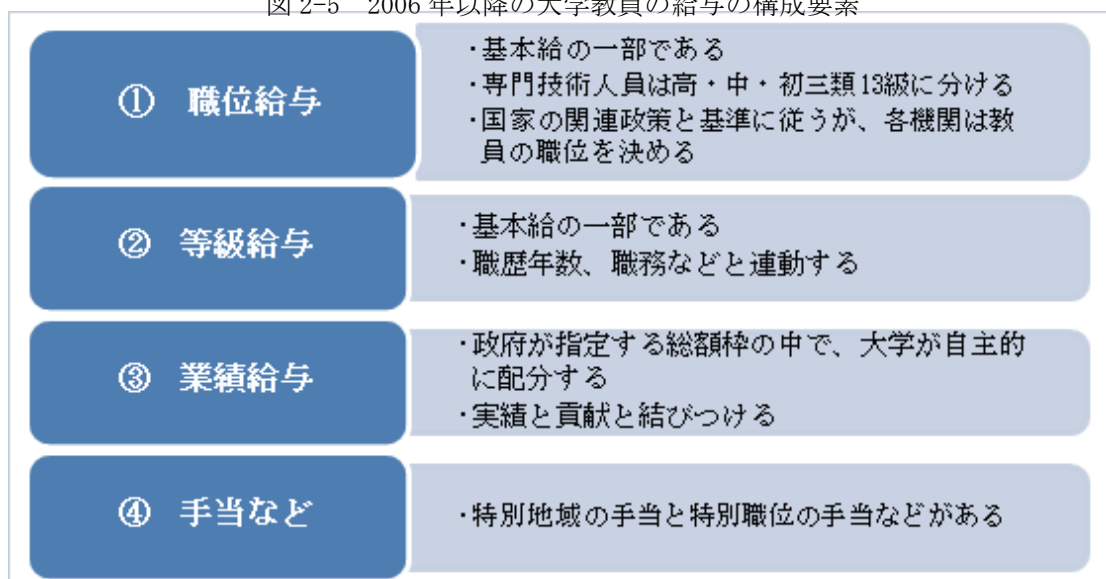
3-1-7 教職員の採用の決定権限の所在

「高等教育法」と教育部による「高等教育法の実施に関する若干問題の意見」によって、大学内部の組織機構と人員配置は、各大学が自主的に行うこととなっている。そして、2000年には、中国共産党組織部、教育部、人事部が「高等教育機関の人事制度改革に関する実施意見」を公布し、教職員の採用に終身制度の代わりに、競争メカニズムを取り入れ、2000年以降の新入教員の採用に公募・任期制を導入した。ただし、公立大学の教員の採用規模は、政府部門の人事定員（原語：人事編制）に従う必要がある。政府財政による人員給与の配分は、その定員数によって各機関に配分されているため、定員外の人員採用の給与は大学が自ら調達した資金で負担することになっている。

3-1-8 教職員の処遇の決定権限の所在

教職員給与に関しては、「高等教育法」の第37条により、高等教育機関が政府規定に従って、教師とその他の専門技術人員の職務を決め、その手当及び給与配分を調整する権限を有する。

図 2-5 2006 年以降の大学教員の給与の構成要素



2000 年、教育部の関連政策の指導のもとで、全国の高等教育機関の給与システムに学内職務と連動した支給要素を取り入れた。その改革によって、大学教員の給与は政府財政による基本給を主としながら、大学資金による学内支給を加える「二元要素」の仕組みとなっている。そこで、具体的な配分メカニズムは個々の機関によって異なるが、職務階級や業績と連動した給与配分は、学内支給配分に共通の特徴となっている。2006 年に、人事部と財政部は「事業単位機関の人員の給与分配制度改革に関する通知」を公布した。これに従って、高等教育機関の人員給与は、職位業績制度を採用することになった。図 2-5 に示されているように、新たな人員給与システムは、職位給与、等級給与、業績給与、手当など 4 つの要素で構成されている。

3-1-9 専攻等の新設・改廃の決定権限の所在

四年制大学の場合、「高等教育法」と「高等教育機関四年制専攻の設置規定」（1999 年）によって、専攻等の新設・改廃は、政府の「高等教育機関の本科専門目録」に従い、そして政府が決めた専攻数の枠内で、各高等教育機関により自主的に行われる。ただし、「目録」以外の専攻の設置・調整については、主管行政管理部門が規定に従い、専門家に委託して審査を行い、最終的に教育部に届け出る必要がある。

専科課程の高等職業技術学院の場合、教育部が公布した『普通高等教育機関の高等職業教育専攻設置に関する管理弁法（試行）』（2004 年）と関連『専攻目録』によれば、地方政府によって所在地の高等職業教育専攻の設置範囲と数を決定した上で、各機関が政府の決定範囲の中で自主的に専攻を調整・設置することとなっている。

3-1-10 学位の認定権限の所在

「中華人民共和国学位条例」によって、国務院に「学位委員会」を設定し、全国の学位授与に関する指導を行う。学位委員会の主任、副主任、委員はいずれも国務院によって任免する。そして、学位の授与は、国務院によって授与権が付与される高等教育機関と科研機関によって行われる。授与権を持つ高等教育機関の選出は、学位委員会によって行われるが、国務院の認可が必要である。また、同条例によって、学位授与機関は、学位評定委員会、学外専門家を加えた学位論文答弁委員会を設ける必要がある。

学位の授与のプロセスは、まず学位論文答弁委員会によって審査・投票（3 分の 2 以上の票数が必要）を行う。その結果を大学の学位評定委員会に報告し、そこで投票形式（2 分の 1 以上の票数が必要）で学位授与の決定を下す。最後に、修士と博士の学位授与者リストを国務院学位委員会に届け出る必要がある。

3-1-11 カリキュラムの策定権限の所在

1998 年に公表した「高等教育法」により、高等教育機関には教育計画と教育活動を実施する自主裁量権が付与されている。ただし、同年の中国共産党宣伝部・教育部は「普通高等教育機関の「両課」課程設置の規定と実施に関する意見」を公布し、各大学の学部から大学院のカリキュラムに「マルクス主義理論」と「思想道德」という 2 つの公共必修モジュールを取り入れることを義務づけた。例えば、同「意見」によって三年制の専科課程の学生には、合計 5 つの関連科目、四年制課程の学生には 7 つの関連科目の必修が要求されている（表 2-6 を参照）。

表 2-6 「両課」の必修科目

課程	関連必修科目	必修コマ数
三年制専科課程	マルクス主義哲学原理	50 コマ
	毛沢東思想概論	40 コマ
	鄧小平理論概論	60 コマ
	思想道德教養	40 コマ
	法律基礎	28 コマ
四年制課程	マルクス主義哲学原理	54 コマ
	マルクス政治経済学原理	理系 40 コマ、文系 36 コマ
	毛沢東思想概論	理系 36 コマ、文系 54 コマ
	鄧小平理論概論	70 コマ
	現代世界経済と政治	文系 36 コマ
	思想道德教養	51 コマ
	法律基礎	34 コマ

3-1-12 学費の決定権限の所在

2006 年、公立高等教育機関の授業料徴収行為の規範化を図るため、教育部、国家発展改革委員会、財政部の 3 部門が「高等教育機関の費用徴収の管理強化に関する若干問題の通知（原語：関与進一步規範高校教育收費管理若干問題的通知）」を公布した。同規定によって、高等教育機関の授業料徴収水準の決定権限は、所在地地方政府に委託することとなった。具体的には、省レベルの教育行政管理部門が学生一人当たりコスト、地域の経済発展水準と地域住民の家計負担能力などの要素を考慮して、徴収水準案を提出する。それについて、省政府の価格管理部門と財政部門がコスト・シェアリングと非営利的原則に基づき審査を行った上で、省人民政府が最終的に決定する。

ただし、中央政府の関連規定がある場合には、中央政府の規定に従うことになっている。例えば、教育部・財政部・国家計画委員会（国家発展改革委員会の前身）は「2001 年高等教育機関の学生授業料の問題に関する通知」を公表し、2001 年の授業料徴収を前年度の水準に一致することを決めて以来、公立大学の授業料水準は基本的に安定した状態にある。しかし、2010 年 2 月、湖北省教育行政管理部門は、授業料徴収水準を上昇させる計画を発表した。

詳細参照：http://www.cnhan.com/gb/content/2010-02/05/content_1105122.htm

また、授業料の徴収方法について、2010 年 1 月の新聞報道によると、北京市教育委員会が履修単位ベースの授業料徴収制度を導入して、早ければ今年の新学期（9 月）以降、北京市所在高等教育機関で実施する予定である。履修単位ベースの授業料徴収制度の導入は、学制の弾力化を図り、大学の修業年限を 3-6 年間に変更し、それによって、学生が自らの学力とニーズに適した、より柔軟的な学習行動をとることができると考えられている。

詳細参照：http://www.eol.cn/zui_xin_dong_tai_2933/20100127/t20100127_445345.shtml

3-1-13 大学の収益事業の認可範囲

「高等教育法」の第 24 条によって、大学は営利を目的とする行動を認められてない。同法第 31 条で定められた大学の活動範囲は、人材養成を中心として、教育、科学研究と社会サービス活動を行うこととなっている。ただし、そこで教育研究に関係する業務であれば、付帯する業務として認められている。例えば、学内の教職員の生活福祉に関わる食堂・宿舍・売店などの生活環境の充実、特許権による収入、産学連携による収入などは、大学の事業収入として認められ、政府からの交付金不足を補う。しかも、それらの収入は非課税とされている。

中国では過去 20 年以上にわたり、特に理工系大学では、1950 年代の研究実習用校営工場、また大学の印刷工場、出版社、ゲストハウスなどのサービス業、さらに今日みられる校営企業のように、大学から産業への技術移転を行う形態へと変化しながら、その事業数を著しく増加させてきた。2004 年の末、全国高等教育機関の校営企業の数 2,355 で、純資産は 500 億元に達している（2005 年 10 月 8 日 中国改革報）。現在の校営企業の業種としては、大学が保有している技術シーズや研究開発能力を利用したハイテク分野が多い。

ただし、校営企業のマイナス面としては、①オーナーシップが明確にされてない、②企業の管理体制が規範化されておらず大学が企業運営に行政干渉している、③大学に不必要な経営リスクを負担させているため校営企業の経営が悪化すれば大学の財務状況に悪影響を及ぼすなどが挙げられる。それらの状況を改善するため、2002 年から政府は北京大学、清華大学の校営企業をはじめとして、所有と経営の分離と経営責任の範囲を法的に明確化した「校営企業の規範化」改革を推進している。その方法としては、大学は、企業集团公司というホールディング・カンパニーのような組織を設置し、関連する校営企業をこの会社の管理のもとに置き、直接企業経営には参加しない形態をとる。こうして、大学はこれまでの直接経営リスクを負う形態から、企業集团公司を介して、校営企業の経営から生じるリスクを直接大学が負わず、間接的に管理する形に変更したのである。そこでは、大学はあくまでも株主の身分として校営企業に加わる。企業集团公司という中間形態の設置は、大学運営と校営企業経営の間で一種の「防火壁」の機能を果たすとともに、大学の企業経営に対する過度の干渉を回避することができる。

3-1-13 大学の国有資産の使用と処置に関する認可範囲

財政部の省令「事業単位の国有資産管理に関する弁法（暫定）」（2006 年）と教育部の「教育部所管大学の国有資産の使用と処置行為の管理審査方法（暫定）」（2006 年）によると、大学による国有固定資産の使用と処置、100 万元以下の事項は各機関が自主的に決定する。100～800 万元の事項は教育部による審査・認可、800 万元以上の事項は財政部による審査・認可が必要となっている。

3-1-14 土地などの資産の所有権と売却の自由

中国では、高等教育機関の用地は教育に供する土地で、その所有権は国家にある。よって、大学は土地売却の自由をもたない。土地の売却もしくは教育以外の目的に使用する場合には、政府の認可が必要である。

3-1-15 民間資金借入の自由

「高等教育法」によって、高等教育機関は独立とした法人の資格を有し、民事活動において

は、法にしたがって、独立的な民事権利と民事義務を有する。その意味で、大学は民間資金借入の自由が与えられている。大拡張以降、資金不足の問題を乗り越えるために、政府は大学による銀行借入の利用を奨励する方針を採っていた。しかし、大学の借入金規模の急増にしたがって、2004 年以降、政府は高等教育機関の借入へのモニタリングを強化した。後述（4-1-7）のように、教育部のみならず、地方政府でも所管大学の借入行動に対して、厳格な審査・認可制度を整備しはじめた。

3-1-16 今後における高等教育機関会計制度の調整方向

高等教育機関の財務管理、資産管理、予算管理、業績・効率管理を推進するため、2009 年に政府は「高等教育機関会計制度」（調整版）を公開し、社会意見を求めることになった。既存の「高等教育機関会計制度」（試行）と比べると、新制度の調整方向は企業会計制度の要素を取り入れており、具体的な変更の方向性は、以下の 6 点に整理することができる。

- ① 現在進められている国庫集中納付制度（国立学校特別会計に相当）、国有資産管理、部門予算などの改革に連動して、会計制度を調整する。
- ② 大学の資産を正確に把握するため、減価償却計算を実施する。
- ③ 財務情報の整合を図るため、施設建設会計を全体財務報告の中に入れる。
- ④ 財務諸表には貸借対照表、資産負債表、予算収支表、基本建設投資表などが含まれる。
- ⑤ 収支科目を調整する。
- ⑥ 会計認識基準を「現金主義」から「修正発生主義」に変更する。

現段階では、新方案は一部中央所管大学で試行されており、今後は試行状況にもとづいて、新会計制度を作成する予定である。

3-2 政府統制

3-2-1 教育部の組織構成と役割

教育部は中国の中央政府である国務院の構成部門の一つ。教育と言語・文字に関する業務を主管する。組織は弁公庁、発展計画司（日本の局に相当）、人事司、基礎教育司、職業教育・成人教育司、高等教育司、財務司、民族教育司、師範教育司、教育監督指導団弁公室、社会科学研究司、政治思想教育司、大学学生司、直属高等教育機関工作司、学位管理・大学院生教育司（国務院学位委員会弁公室）、科学技術司、体育衛生・芸術教育司、言語文字応用管理司、言語文字情報管理司、国際合作・交流司などから成る（注：太字下線の部局は高等教育と関連する部門である）。

主な職務は、①教育活動の方針、政策の策定、教育に関する法律、規則草案の起草をはじめ、教育改革および発展計画の立案と実施の監督；②各類型・各段階教育の統一計画と管理、関連部門と共同して各類型・各段階教育機関の設置基準を制定するほかに、教育改革の指導と教育情報の統計・分析・公表；③義務教育の均衡ある発展と機会均等を促進する；④全国の教育監督の指導；⑤職業教育の発展と改革の指導、中等職業教育の専攻目録、教育指導文書と教育評価基準の作成など；⑥高等教育の発展と改革の指導、所管高等教育機関の管理体制の改革推進、高等教育学科専門目録と教育指導公文書の作成、関連部門と共同で大学の設置、名称変更、廃

止と調整を審査、211 プロジェクトと 985 プロジェクトの実施と調整を担当、高等教育と終身教育の統一計画と管理、高等教育評価の指導・改善；⑦本部門の教育経費の調達管理、関連政策の策定と全国教育経費投資情報の統計；⑧各類型・各段階の学生の思想政治・道德教育・体育衛生・芸術教育・国防教育の指導；⑨教員管理、各関連部門と共同して各段階・各類型の教員資格基準の策定と制度実施の指導；⑩高等教育機関の科学研究の計画・指導、産業界との連携で高等教育機関におけるハイテクの応用研究、研究成果の移転を通じた産学協力などを手掛ける；⑪ 対外的には、出国留学生、外国人留学生に関する政策立案、外国人向けの中国語教育、学位の相互認定などを行う；⑫学位授与の指導などがある。

3-2-2 高等教育評価制度

近年、中国では、高等教育分野において目覚ましい発展がみられると同時に、高等教育の質保証についても組織的・多面的な取組が展開されている。2003 年に教育部は、5 年に 1 回の周期で評価を実施する高等教育教学評価制度を導入し、独立法人の資格を有する教育部高等教育教学評価センターを設立し、大学の教育運営に対する評価を正式に開始した。

高等教育評価は、主に機関評価とプログラム評価に分けることができる。そのうち、機関評価については、四年制大学評価、専科課程大学・高等職業技術学院評価、独立学院評価という 3 つの類型に分けられている。

- ①**四年制大学の教育活動に対する水準評価**：第 1 期の評価は、2003 年後半から正式に開始され、現時点にはすでに完了した。この評価では、教育部が作成した一般大学教学業務に対する水準評価方法が用いられ、評価結果を優秀、良好、合格及び不合格の 4 つのレベルに分類するよう規定されている。具体的な評価プロセスについては、教育部の専門家チームが大学に赴き、1 週間の訪問調査を行った後、評価内容を検討して結論と提案をまとめる。その後、この結論と提案は、教育部の一般大学教学業務水準評価専門家委員会に提出され、同委員会での審議を経て、教育部幹部の承認を受け、社会に公表される。この評価は、教育部高等教育教学評価センターによって実施されている。
- ②**専科課程高等教育機関に対する水準評価**：評価には教育部が作成・発表した専科課程大学における人材育成業務に対する水準評価方法が用いられる。評価指標には 6 つの一級指標と 1 つの特色からなり、評価結果は優秀、良好、合格及び不合格の 4 つのレベルに分類される。この評価は各省・直轄市・自治区教育行政管理部门によって実施されている。
- ③**独立学院の教育活動に対する評価**：独立学院の評価業務は、教育部高等教育教学評価センターによって実施される。評価結果は合格と不合格の 2 つに分類される。

上記の機関評価のほかに、現在中国では、専攻分野別評価の試行を模索している。

3-2-3 高等教育の質保証制度

教育水準の確保・向上を図る質保証は、主に 3 つのベクトルに沿って進められている。

第 1 のベクトルは、高等教育の質保証システムの確立である。前項の紹介のように、2003 年に中国政府は、5 年に 1 度の評価制度を導入するとともに、独立法人格を有する教育部「高等教育教学評価センター」を設立した。そのほか、各省政府レベルにおいても、専科課程の高等

教育機関を対象とする評価が実施されている。評価制度は、大学の運営方針の明確化、教員陣営の充実、教育の質向上において大きな役割を果たしたといえる。その反面、評価指標の硬直化、過度の定量化、動態的趨勢への観測不足、さらに大学側の欺瞞的行為などの問題が残されている。

また、大学運営基準については、教育部が「一般高等教育機関の基本的教育運営に関する条件指標（試行）」（2004 年）を公布し、特に施設レベルの基準を引き上げた。こうした施策は、高等教育の質的水準や進学者への健全な学習・生活環境の提供を保障するうえで不可欠である。しかし、地域や大学間の格差について十分考慮されていない一律の運営基準は、財政基盤が脆弱かつ小規模で、貧困地域に所在する大学にとっては、大きなプレッシャーとなっている。

第2のベクトルは、「質的プロジェクト」の実施である。2007 年に教育部と財政部はこれまでの「211 プロジェクト」、「985 プロジェクト」に続いて、「高等教育の質的プロジェクト」をスタートさせた。同プロジェクトには 25 億元が投入され、教育の質の向上につながる学生の自主的・創造的実験、優れた教材・授業の形成、大学間の教職員の交流、実践型教育プログラム、e-learning などの取組に対する支援が行われている。

第3のベクトルは、大規模な国費留学生の海外派遣である。2007 年に中国政府は、これから 5 年間で国内の重点大学から毎年 5,000 人の優秀な大学院生を選抜し、世界の一流大学の一流研究者のもとで指導を受けさせる国費海外留学生派遣制度をはじめた。今年 7 月までに合計 13,570 名の学生がこの制度で海外に派遣された。それに加えて、2008 年には大学院生を海外に派遣するための国家特別奨学金制度が確立された。この制度は創造的、革新的な研究に参与できる高い資質を持つ人材を育成し、中国と世界各国の協力促進を目的とするものであり、毎年 1,000 人の大学院生が国費で海外に派遣される。

3-3 財政制度

3-3-1 高等教育機関の資金調達構造

1980 年代の半ば以降、中国政府は一連の政策文書や法規を通じて、高等教育機関の活力を最大限に引き出すために、政府財政支出を中心としながらも、授業料の徴収などを含む多元的な資金調達メカニズムを構築する政策理念を打ち出した。では、こうした政策理念が果たして現実に貫徹されているのだろうか。図 2-6 は、1993 年から 2006 年までの高等教育経費の構成を整理したものである。ここから、近年の中国高等教育の資金調達構造について、次の 3 点を指摘することができる。

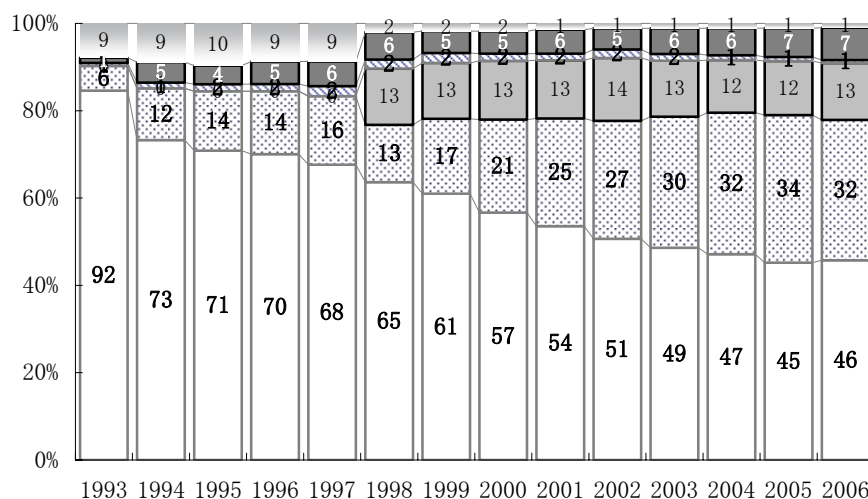
第1は、かつて高等教育財政を支えてきた、政府財政支出は急速に地盤沈下をはじめている。そして、政府教育財政経費の内訳をみると、科研費と 985 プロジェクト、211 プロジェクトをはじめとする競争的使途指定資金が急激に増加する一方、基礎施設の建設投資（施設整備費補助金に相当する）の割合が明らかに減少している。

第2は、政府財政支出が占める割合が大幅に減少する一方、これまで 5%程度のレベルであった学生授業料の収入が、1994 年を境に高等教育機関の資金調達の主要ルートの 1 つとして急増した。

第3は、学生授業料収入の急速な上昇とは対照的に、社会各界からの寄付金を含む外部資金の調達はいずれも低い割合に留まっていた。これまで中国高等教育における経費調達の一つ大きな特徴とされた校営企業や社会サービスの提供による収入は、1997 年をピークに減少する一

方である。2006 年になるとわずか 1%まで激減した。

図 2-6 中国正規高等教育機関の収入構造の変遷（1993～2006 年）



□財政経費 □授業料収入 □その他の事業収入 □寄付金 ■その他 ■校営企業・社会サービス

出典：各年度の『中国教育経費統計年鑑』

注：財政経費の中には財政予算内教育経費、政府の教育税、基礎施設の建設交付金が含まれる。

政府によると、2007 年度教育経費は合計 12,148.07 億元、そのうち高等教育経費（成人教育を含む）は 3,762.3 億元で、全体の約 31%を占める。そして高等教育経費の内訳は表 2-7 のようになっている。

表 2-7 2007 年度中国高等教育経費（成人教育を含む）の内訳

項目	金額（千元）	構成比（%）
1. 政府交付金	164,811,880	43.81
1.1 予算内教育経費	159,991,507	42.52
1.1.1 教育事業交付金	122,441,502	32.54
1.1.2 施設整備費補助金	8,572,237	2.28
1.1.3 科研交付金	12,400,037	3.30
1.1.4 その他交付金	16,577,731	4.41
1.2 政府による教育税収	1,911,765	0.51
2. 民営大学設置者の投資	3,192,210	0.85
3. 寄付金収入	2,746,661	0.73
4. 事業収入	176,615,723	46.94
4.1 そのうち：授業料収入	127,744,527	33.95
5. その他の収入	28,863,598	7.67
合計	376,230,072	100.00

出典：『2008 年度中国教育経費統計年鑑』

3-3-2 学生支援制度の設計とその財政規模

1990年代に、政府は授業料の急騰に対応して、学生のためのローン制度を確立した。しかし、在学者規模の拡大と機会格差の変化に伴って、制度の抱える問題点が明らかとなり、2007年に国務院は新しい奨学制度を導入した。主な変更点は以下のとおりである。

- ①財政投入が大幅に増加した。2008年の大学生への経済支援資金の総額は304億元に達し、そのなかで中央・地方財政の投入額は154億元、全体の50%を超えた。
- ②支給対象者の範囲を従来の国公立大学だけでなく、民営大学の在学者にも広げた。
- ③給付型奨学金の割合が増加した。新制度によって、全体の20%にあたる340万名の貧困学生に年間2,000元の国家助学金、3%にあたる51万名の成績優秀かつ経済貧困の学生には年間5,000元の家国家励志奨学金、0.3%にあたる5万名の成績優秀学生には年間8,000元の家国家奨学金が支給されることになった。
- ④支援制度では、従来のニードベースのみの基準から、ニードベースとメリットベースの2つの軸が組み合わされることになった。
- ⑤2000年に中止された教員養成系機関の学生を対象とする返還免除制度が復活した。

政府統計によると、2007年の全国の公立・民営普通高等教育機関の貧困学生支援の総額は272.92億元に達した。そのうちに財政による投資(中央財政41.49億元、地方財政4.91億元)は75.28億元、全体の28%を占める。具体的な内訳は表2-8である。

表2-8 2007年度全国高等教育機関における学生支援制度の財政規模

項目	金額(億元)	獲得人数(万人)
奨学金(国家奨学金、国家励志奨学金、地方政府奨学金、大学院生奨学金、大学による奨学金を含む)	66.12	477.14
助学金(国家助学金、地方政府助学金、大学院生助学金、大学による助学金など)	64.68	572
国家助学ローン(契約)	88.66	76.44
学内無利子貸出	11.64	7.44
校内アルバイトの提供	12.42	270.74
特殊困難手当	7.12	179.51
授業料免除	7.83	26.82
食品価格補助	14.45	929.68

3-3-3 全国研究開発(R&D)経費の規模

政府統計によると、2008年度の中国研究開発経費の総支出は4,616億元に達した。そのうち基礎研究経費支出は220.8億元、応用研究経費支出は575.2億元、実験発展経費支出は3,820億元である。

機関別にみると、企業の研究開発経費は3,381.7億元、政府所管の研究機関は811.3億元、高等教育機関の研究開発経費は390.2億元となっている。財源別に見ると、政府財政による研

究開発経費は 2,581.8 億円で、同年度政府財政支出の 4.12%を占める。

3-3-4 類型別の財源構成(2006 年度)

表 2-9 は、中央所管と地方所管公立高等教育機関の財源構成を示すものである。

表 2-9 各類型別公立高等教育機関の財源構成 (2006 年度)

表 8 各類型公立高等教育機関の財源構成 (2006年度)						
項目	全体		中央所管大学		地方所管大学	
	金額(万元)	構成比(%)	金額(万元)	構成比(%)	金額(万元)	構成比(%)
I 政府財政交付金	12212038.3	45.7	47393298.0	52.2	74727085.0	42.4
I-1 予算内事業経費交付金	11184631.3	41.9	43480291.0	47.9	68366022.0	38.8
I-1-1 教育事業交付金	9144330.2	34.3	31143051.0	34.3	60300251.0	34.2
I-1-2 科研交付金	1090100.6	4.1	9134936.0	10.1	1766070.0	1.0
I-1-3 その他の交付金	960200.5	3.6	3202304.0	3.5	6299701.0	3.6
I-2 施設整備費補助金	890210.7	3.3	3844676.0	4.2	5057431.0	2.9
I-3 教育付加税	137196.3	0.5	68331.0	0.1	1303632.0	0.7
II 非財政教育経費	14486320.2	54.3	43420061.0	47.8	101443141.0	57.6
II-1 事業収入	12053091.0	45.1	35212628.0	38.8	85318282.0	48.4
II-1-1 授業料収入	8575028.1	32.1	18078194.0	19.9	67672087.0	38.4
II-1-2 その他の収入	3478062.9	13.0	17134434.0	18.9	17646195.0	10.0
II-2 校営企業、社会サービス	262835.3	1.0	882790.0	1.0	1745563.0	1.0
II-3 寄付金	193315.1	0.7	1126709.0	1.2	806442.0	0.5
II-4 その他の収入	1977078.8	7.4	6197934.0	6.8	13572854.0	7.7
合計	26698358.5	100.0	90813359.0	100.0	176170226.0	100.0

【出典】『中国教育経費統計年鑑』2007

3-3-5 類型別の歳出構成(2007 年度)

表 2-10 は、中央所管と地方所管公立高等教育機関の歳出構成を示すものである。

表 2-10 2007 年度各類型別公立高等教育機関の歳出構成 (単位: 千元・%)

表 9 2007 年度各類型公立高等教育機関の歳出構成 (単位: 千元、%)										
機関類型	合計	一、事業経費支出	その内: 1. 個人部分	1-1 人員給与福祉支出	1-2 個人・家庭の手当	その内: 学生助学金支出	2. 公用部分	2-1 商品とサービス支出	2-2 その他の資本支出	二、基本建設支出
中央所管大学	106957114	97583062	41441657	23903236	17538421	4214054	56141405	39300460	16840945	9374052
	100.0	91.2	38.7	22.3	16.4	3.9	52.5	36.7	15.7	8.8
地方所管大学	254386233	233511408	102065346	69305330	32760016	11185602	131446062	68216701	63229361	20874825
	100.0	91.8	40.1	27.2	12.9	4.4	51.7	26.8	24.9	8.2

【出典】『中国教育経費統計年鑑』

3-3-6 公的財源の繰越権限の有無と内容

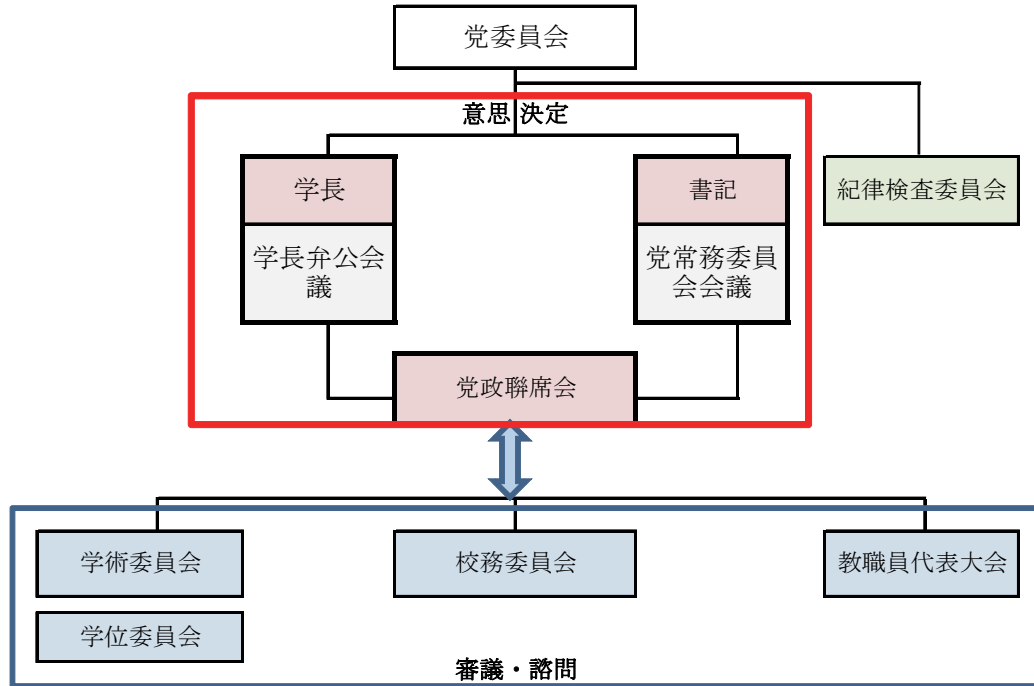
「高等教育機関財務制度」(第 24 条、第 25 条)に基づき、高等教育機関に剰余金が生じる場合には、用途指定の資金は政府の規定により、翌年度に繰越して使用することが可能である。用途非指定の資金は政府の規定により、一部が教職員の福祉基金に充てられ、そのほかの部分は事業基金として翌年度の収支差額に充てることが認められている。

4. 学内ガバナンス

4-1 権限の所在と手続

4-1-1 学内統治の組織機構

図 2-7 公立大学における意思決定の組織機構



「高等教育法」に従って、中国の大学では「党委員会の指導のもとでの学長責任制」が実施されている。それに対して「教育法」では、高校以下の教育機関では単純に「学長責任制」が明記されている。つまり、大学では、党委員会の指導が重要な意味を持つ。

現実には、中国公立大学の学内統治の組織構造には2つの特徴がみられる。第1は、学内の運営管理体制が二重権力構造となっており、党委員会を頂点とする共産党の統制システムと、学長を頂点とする行政の統制システムが併存している。第2は、学長が法定代表人になるものの、全学の予算の作成・調整・決定、発展計画の策定、学科の設置、学生募集、重要幹部の任免、5万元以上の資金の支出などの重大事項の意思決定は、個人責任制というよりも、むしろ党と行政の両システムの幹部の連携による集団責任制が一般的となっている。

具体的な学内意思決定構造は、機関によって違いがあるものの、図2-7は中国公立大学で一般に取られているパターンを例示している。

党システムの運営管理組織に関しては、通常「組織部」、「宣伝部」、「統戦部」といった機能部門が置かれている。党常務委員会は、全学に関わる重大問題や党組織の事項を討論・決定し、大学全体の事項について最高決定権をもち、学内運営を統一的に指導するとともに、学長の権限の独立的行使を支持する。党常務委員会のメンバーには、党書記、副書記、学長、副学長などが含まれている。

学長を頂点とする行政管理システムには、教務部、科研部、研究生院、総務部、人事部、資産管理部、財務部、産業管理部、基本建設工事部、国際協力部などの機能部門がおかれている。学

長は、全学の教育、科研及びその他の行政管理事項について全面的に責任を負う。ただ、重大事項に関しては、学長弁公会議を通じて決定権を行使する。学長弁公会議の主な機能には：①党・国家の方針、政策及び上級管理部門の会議と関連公文書を学習・貫徹・執行する；②党常務委員会の決定を執行する；③各学内部局及び行政管理部門の報告を受け、部局の請求事項に回答する；④学内学術研究機構の設置を討論・決定する、中間層の幹部の任免を通報する；⑤学内管理規定の作成・改正を行う；⑥大学名誉称号の授与及び全学的行政賞罰事項の決定などが含まれている。学長、副学長、学長補佐、党書記、副書記、常務委員会メンバーが学長弁公会議の正式構成メンバーとして会議に出席する。議論事項によって、学長が招待する関係者を決定する。

また、決定事項によっては、「党政聯席会」の形式によって決定することができる。「党政聯席会」の参加者には「党常務委員会」と「学長弁公会議」両方のメンバーが含まれる。

校務委員会は、大学発展計画、重大改革事項、学期計画などの重要事項の諮問・審議機関として、大学の校務公開、民主的・科学的・規範的管理を目指す重要な制度である。通常、党書記は校務委员会主任を担当する。校務委員には、前任の党・行政責任者、部局責任者、社会的知名度の高い教授、優秀な中青年学術研究者、組合、共產主義青年団の責任者、民主党派の代表などが入っている。

「高等教育法」第 42 条によって、高等教育機関には学術委員会を設置し、学科・専攻の設置、教育研究計画の提案、教育研究成果の評定などの学術事項を審議することが規定されている。学術委員会は全学レベル、学部レベル、学院レベルに分けられるが、全学学術委員会の構成メンバーには学長、党書記、関連副学長、各学部委员会主任、学内の著名な教授などが入っている。また「中華人民共和国学位条例」に基づいて、学位授与権を有する大学には、学位評定委員会を設置することが規定されている。

「高等教育法」第 43 条によって、「高等教育機関では、教員を主体とする教職員代表大会などの形式を通じて、法に従って教職員が民主的管理と監督に参加することを保証し、教職員の合法的權益を保障する」と規定されている。通常、教職員代表大会は毎年 1 回開催され、学内の重要事項の討論のほかに、教職員に関わる基本的制度や住居、福祉などの事項について討論し、決定する。

また、「紀律検査委員会」は学内業務の監査・監察機能を果たす。

上述の公立大学の統治組織構造と異なって、「民営教育促進法」第 19 条にしたがって、「民営教育機関では理事会、董事会あるいは他の形式の意思決定機関を設置する」。それと同時に、同法第 23 条では、「民営教育機関は同類型の公立教育機関の学長の選出条件を参考にして校長を任命する」ことが規定されている。したがって、大半の民営高等教育機関の運営管理は「理事会の指導のよとの学長責任制」をとる。また、「民営高等教育機関の運営管理に関する若干の規定」（2007 年度）によって、民営高等教育機関にも共産党組織を設置して、政治的指導機能を担わせている。

4-1-2 学長と党委員会の権限

1998年の「高等教育法」によって、党委員会の職責は次のように規定されている。

- (1) 党の路線・方針・政策の学習、宣伝、施行
- (2) 大学の党組織における思想、組織、作風の建設の強化
- (3) 大学の改革・発展および教育、科研、行政管理などの活動における重大問題の討論・決定
- (4) 思想政治活動と徳育活動の指導
- (5) 幹部の選抜、教育、審査、監督
- (6) 大学の大衆組織と教職員代表大会の指導など

一方、学長の職責は次のように明記されている。

- (1) 発展計画案の作成、具体的な規則制度と年間活動計画の策定及びそれらの組織的な実施
- (2) 教育活動、研究活動および思想道德教育の組織
- (3) 内部組織機構設置案の作成、副学長の推薦、内部組織機構の責任者の任免
- (4) 教師及びその他の業務職員の招聘・任用及び解雇、学生に対する学籍管理ならびに奨励或いは処分の実施
- (5) 各年の経費予算案の作成と執行、大学の財産の保護と管理、大学の合法的権限の保護など

4-1-3 教員の招聘・昇進決定の内部手続き

学内の教員招聘・昇進決定の手続は機関によってそれぞれであるが、北京大学を例にして説明する。「北京大学教師の招聘と職務昇進に関する規定（暫定）」（2004年）によって、助教と講師の招聘手続は各学院・学科が自らの状況によって決定する。各学院が同意した上で、大学人事部に報告し、そこで最終的に審査・決定を行う。

准教授・教授の採用手続は次のようになっている。

- ① 学院・学科は関連職を国内外で公募する。
- ② 公募者の申請を受ける。
- ③ 学院・学科招聘チームによる最初の審査を行う。
- ④ 学院学術委員会による面接を行い、そこで候補者の評価に関する学術評議書をまとめる。
- ⑤ 学院党政联席会で審議し、大学に招聘意見を提出する。
- ⑥ 大学人事部に報告し、そこで人事審査を行う。
- ⑦ 大学が最終的に招聘を決定する。
- ⑧ 採用契約をサインする。

准教授・教授への昇進に関する手続については、以下のようになっている。

- ① 申請人が書面申請を提出する。
- ② 同分野の学内外専門家による評価を行う。
- ③ 申請人が所在する学部・学科の「教授会」に報告し、そこで評議を行う。

- ④ 学院・学科の学術委員会による審議を行う。
- ⑤ 学部学術委員会による審議を行う。
- ⑥ 大学学術委員会による審議を行う。
- ⑦ 学長の認可により昇進する。

4-1-4 土地、建築物等の配分・処置に関する内部決定手続

「北京大学事業計画委員会章程」（2005 年改正）によると、土地、建築物などの重要な資産の配置に関する手続は、次のように行う。

- ① 関連部局が大学資産管理部に申請を提出する。
- ② 資産管理部は申請に基づいて、前期の調査研究を行い、配分・処置案を作成し、事業計画委員会に提出する。
- ③ 事業計画委員会が配置案を審議する。
- ④ 党政联席会で審議通過の事項について最終審査・認可を行う。

ちなみに事業計画委員会の構成メンバーには、大学関連責任者のほかに、組織部、人事部、財務部、資産管理部、実験室と設備管理部、211 プロジェクト弁公室、教育基金会、医学部などの責任者が含まれる。

ただし、すでに 3-1-14 で説明したとおり、総額が 100～800 万元の事項は教育部による審査・認可、800 万元以上の事項は財政部による審査・認可を必要とする。また、土地は国有財産であるため、その売却には政府部門の認可が必要である。

4-1-5 学科に関する内部決定手続

「北京大学学科計画委員会章程」（2005 年改正）によって、学科などの設置、調整、合併は、まず学科計画委員会で審議する。そこで審議を通過した事項は、最終的に学長弁公会議で認可されることが必要となる。

4-1-6 授業料決定の内部手続

授業料に関しては、学部生の授業料は主管の政府発展計画委員会が発表する基準により決定する。大学院生の授業料徴収水準の決定は、次のようになっている。

- ① 研究生院（大学院）が徴収案を提出する。
- ② 大学財務部による審査と調整が行われる。
- ③ 財務担当の副学長を長とする「授業料徴収指導組」によって審議・認可する。
- ④ 政府発展計画委員会による最終認可を受ける。

4-1-7 民間資金借入の決定手続

近年の大学財務の借入金への過剰依存と債務危機は、中国高等教育の財政運営が直面する最も深刻な課題の 1 つである。その状況については、政府・大学の管理は次第に整備されつつある。ただし、民間資金借入の決定手続については、機関、主管部門、所在地域によって異なる

ため、注意が必要である。以下、上海市所管高等教育機関を例にして説明する。

2008年に上海市教育委員会は「所管公立高等教育機関の借入管理弁法に関する通知」を公布した。この通知によって、民間資金の借入は学内の重大事項として、集団による意思決定が必要となった。また、大学では、学長を主任、財務担当副学長を副主任、学内発展計画部、基本建設部、財務部、業務監査・監察部門、組合などの責任者を委員とする「借入管理事項委員会」を設置することとなった。この委員会は、借入事項についての討論、審議、申請、借入金の使用、管理と監督などを管轄する。

また、同通知によって、上海市の認可プロセスについて次のように定めている：①借入を申請する大学は必要書類（申請報告／三年間の財務諸表、借入財務リスクの自己評価報告、借入返却計画書）を上海市教育委員会と上海申教教育投資有限公司に提出する；②上海市教育委員会は関連部門と専門家に委託して審査を行い、審査結果に基づき認可を行う；③認可された借入事項については、上海申教教育投限公司によって担保する；④大学と銀行が借入契約を結び、契約書の副本を上海教育委員会と上海申教教育投資有限公司に提出する。

4-2 学内の財務管理

4-2-1 内部予算制度の概要

「中華人民共和国予算法」および財政部の「事業単位財務規則」と「高等教育機関の財務制度」によって、各大学の財務は予算経費管理制度をとり始めた。ここでは北京大学を例として、予算編成方針、予算の管理権限、予算の調整、予算の執行を説明する。

1998年、北京大学は「北京大学予算管理弁法（暫定）」を策定した。これによって、大学収入と支出総予算の最高管理機関は「学長弁公会議」となった。予算編成は「量入為出、収支均衡」（大学収入の規模を正確に量り支出を計画する、収支均衡を保つ）という原則にしたがって、赤字予算の編成が禁止されている。具体的には、収入予算は、穏健的（保守的）な方針をとり、確定性の低い収入を収入予算に取り入れない。支出予算は、全体性（総額主義）を強調すると同時に、学内の重要事項への支出の保証と節約の原則を守る。予算の調整に関しては、学長弁公会議での審議・認可を必要とする。追加予算の項目に関しては、関連部門によって申請を提出し、財務部と学内財務担当責任者の同意を経て、学長弁公会議での審議・認可を受けることが必要とされる。予算の執行については、支出予算の部分別管理体制をとる。これは、支出予算を外部交流部分、学生部分、教育部分、福祉・生活サービス部分、行政部分などに分けて、各部分の再配分については、各担当の学長・書記によって審査・認可・執行を行うものである。収入予算は、各調達ルートを担当する学長・書記が各関連部門の収入を監督する。

4-2-2 年度予算の編成・審査認可プロセス

通常、大学の年度予算の編成プロセスは以下のようになっている。

- ① 学内各部局が前年度の状況と新たな変更事項を考慮して、収支計画（予測）を作成する。
- ② 財務部が各部局の収支計画（予測）に基づき、年度予算案を編成する。
- ③ 学長弁公会議・校務委員会で審議する。
- ④ 党政聯席会で審査・認可する。
- ⑤ 予算案を教育部に報告し、そこで審査を受ける。

- ⑥ 予算案を財政部に報告し、「予算コントロール（Budgetary control）額」が決められる。
- ⑦ 大学が「予算コントロール額」に基づき、予算の調整を行う。
- ⑧ 大学予算案を教育部・財政部に再提出し、そこでの審査・認可を受ける。

4-2-3 学内教育経費の配分方法

学内の教育経費の配分は、基本的には定額制をとっている。ここでは、南京大学を例にして説明する。「2007 年度南京大学財務処操作規定」によると、学内各部局の業務・教育経費配分基準は表 2-11 のようになっている。

表 2-11 学内各部局の年度業務経費の配分基準（南京大学）

部局	学生当たり配分基準	部局	学生当たり配分基準
研究生院	修士課程：200 元／生	中文系	150 元／生
	博士課程：400 元／生	歴史系	150 元／生
教務部業務費	25 元／生	哲学系	150 元／生
継続教育学院業務費	40 元／生	商学院	180 元／生
学生就職指導センター業務費	100 元／生	法学院	200 元／生
コンピューターセンター業務費	32 元／生	外国語学院	180 元／生
大学外国語部業務費	10 元／生	メディア学院	150 元／生
文化芸術教育センター業務費	12 元／生	医学院	750 元／生
体育部業務費	100 元／生	天文系	600 元／生
組合	105 元／教職員一人当たり	数学系	400 元／生
物理系	700 元／生	化学系	650 元／生
電子学院	700 元／生	環境学院	600 元／生
生命学院	650 元／生	工業管理学院	1000 元／生

4-2-4 配分単位における予算繰越権限の有無

配分単位における予算繰越権限については、高等教育機関によってやり方が異なる。

4-2-5 財務監査制度の有無

「高等教育機関財務制度」によって、高等教育機関は政府関連部門の財務監査を受けることのほかに、厳格な内部監査制度の構築が必要とされる。具体的には、学内の「審計室」を設置し、各年度の予算管理、収入予算と支出予算の執行、負債管理などについて監査を行う。

5. 中国大学改革の進展とその効果

5-1 近年大学改革の進展

1990 年代末以来、中国の高等教育は急激な発展をとげ、すでに就学率は 23 パーセントを超え、在学者数は 2,907 万人に達している。しかし急速な量的な拡大は機会格差の拡大、大学財政基盤の悪化、教育水準の低下、大卒者の就職難など、さまざまな問題を引き起こした。こう

した問題に対処するために、政府は 2006 年を境として量的拡大の抑制に乗り出し、四年制大学・高等職業技術学院の入学人数の年間増加率をそれまでの 2 桁から 1 桁に減少させた。他方で「質的向上」への転換を意図した政策をあわせて打ち出した。

その第 1 は、教育水準の確保・向上である。前述のように、教育水準の確保・向上を図る改革は、主に大学評価制度の導入と大学運営基準の改正、「質的プロジェクト」の実施、大規模な国費留学生の海外派遣という 3 つのベクトルで進められてきた。

第 2 の改革動きは、学生経済支援制度の充実である。1990 年代に、政府は授業料の急騰に対応して、学生を対象としたローン制度を確立した。しかし、在学者規模の拡大と機会格差の内実の変化に伴って、その問題点が明らかになり、2007 年、国務院は新たな奨学制度を導入した。その主な変更点は、①財政投入の拡大；②支給対象範囲を従来の公立セクターから民営セクターにも拡大；③ローン制度のほかに給付型奨学金の割合を拡大；④従来のニードベースのみの基準からニードベースとメリットベースの 2 軸が組み合わされた基準への移行などである。

第 3 の改革は、大卒就職難を乗り越えるためのさまざまな動きである。2009 年の世界的経済不況のなか、中国政府は大学院生募集定員の拡大、都市部末端・内陸・農村地域への就職の奨励、新卒の兵役志願者の選抜などを含む一連の就職促進手段を通じて、約 70 万人以上の新卒の就職難問題を解決した。近日政府が発表した来年度の大卒就職対策では、これまでの促進政策を続行する一方、各大学に対して社会ニーズに適した教育改革が求められた。そうした中、高等教育機関の人材養成の個性化が提唱され、特に地方所管大学と高等職業技術学院に対して、地域経済への対応と実習教育の充実の重要性が強調された。

5-2 これから高等教育改革の方向性

しかし、以上のような施策は、いずれもいわば対症療法にとどまるともいえる。大学教育の質保証、学生の経済支援、財政・運営管理、さらに物的・財政的基盤など、長期的な観点からの高等教育の転換の構想が求められる。

それに対して中国政府は、2008 年 8 月から「国家中長期教育改革と発展に関する計画綱要」（以下「新綱要」）の策定をはじめた。「新綱要」は 1985 年の『教育体制に関する決定』および 1993 年の「中国教育改革・発展綱要」に続いて、2020 年までの中国の教育改革が目指す方向と将来像を示す重要な政策文書となっている。かつての 2 つの政策は、計画経済から市場経済への転換に適応した教育改革であったのに対して、「新綱要」はグローバル化する知識基盤社会の中で、機会均等、高い質の教育の提供、さらに多様な社会ニーズへの対応という国民の付託に応えるものになることを目指している。

2010 年 2 月 28 日、教育部、財政部、国家発展改革委員会、科学技術部、人的資源と社会保障部が共同記者会見を開き、「新綱要」の基本方針と改革施策の概要を紹介するとともに、3 月 28 日までの期限でパブリック・コメントを収集した。

- 今後十年における中国教育発展の戦略的目標：「教育現代化の基本実現、学習型社会の基本形成、人的資源強国の仲間入り」
 - 高水準の教育普及を実現する。
 - すべての人々が恵まれる公平的な教育を形成する。
 - より豊かな優質教育を提供する。

- 生涯学習システムの構築。
 - 健全で活力のある教育体制の構築。
- 今後中国教育発展の 20 字基本方針：「優先発展、育人為本、改革創新、促進公平、提高質量」（中央・地方政府は教育発展を優先課題にする、人材育成を教育発展の基本にする、改革とイノベーションを教育発展の原動力にする、機会均等化の促進を国家教育の基本政策に設定する、質の向上を教育発展の核心任務にする）
 - 今後改革発展の核心：今後教育発展の核心は「人材育成本位」である
 - 今後改革発展の二つの重点目標：「機会均等の促進」、「教育質の向上」
 - 上述の重点目標の実現支える二つの保証：「教育発展の優先」、「改革とイノベーションの実施」
 - 教育発展規模の目標

表 2-12 教育事業発展の主要な目標

	2009 年	2015 年	2020 年
就学前教育			
幼稚園在園人数(万人)	2,658	3,530	4,000
就学前三年入園率(%)	50.9	62.0	75.0
就学前一年入園率(%)	74.0	90.0	95.0
九年義務教育			
在学者(万人)	15,772	16,100	16,500
粗就学安定率(%)	90.8	93.0	95.0
高校教育			
在学者(万人)	4,624	4,500	4,700
粗就学率(%)	79.2	87.0	90.0
職業教育			
中等職業教育在学者(万人)	2,179	2,250	2,350
高等職業教育在学者(万人)	1280	1390	1480
高等教育			
在学者総規模(万人)	2,979	3,350	3,550
在学者(万人)	2,826	3,080	3,300
そのうち：大学院生(万人)	140	170	200
粗就学率(%)	24.2	36.0	40.0
継続教育			
従業員継続教育(万人次)	16,600	29,000	35,000

- 今後教育改革の 6 つの施策(高等教育関連部分)
 - 人材養成体制改革：人材養成モデルの単一化。学生の創造性の育成に不利である現状

に対して、人材の養成理念の更新。高校と大学段階における優秀学生の育成方式の模索。学生の個性と特質に即して、レベル別教育、単位制、指導教員制などの改革を通じ、個々の学生の潜在能力を発展させる。教育の質と人材評価制度の改革などの事項を実施する。

- **試験・学生募集制度改革**：大学選抜の高等教育入試への過度の依存、各地域間の進学機会の不平等、機関の特色を無視する入試内容の単一化、高等教育機関の学生選抜自主権の不足などの問題に対して、高等教育機関の類型別入試を次第に実施する。具体的には、四年制大学の入試は全国統一的に実施する。高等職業教育機関の入試は各省・直轄市・自治区による実施とする。成人高等教育機関の入試募集方法は各省・直轄市・自治区で策定する。大学院入試制度の改革を実施し、学生のイノベーション能力の考慮を強化するとともに、指導教員が選抜における役割を発揮できるように規範化する。
- **現代学校制度の構築**：政府の学校管理への過度干渉、社会監督と学校自律メカニズムの欠乏、大学運営自主権の未実現・未確保、大学学内運営管理体制の行政化(官僚化)などの問題に対して、次第に既存の教育機関が有する行政レベル待遇（例えば、大学学長・書記が副大臣レベルに相当する仕組みなど）と行政的管理モデルを廃止する。公立高等教育機関の内部運営管理体制は、「共産党高等教育機関基礎委員会の指導のもとでの学長責任制」を継続するとともに、大学の諮問・決定機関として、学内人士が加わる「理事会」もしくは「董事会」組織を設ける。学術委員会の学科設置、学術評価、学科発展における役割を強化する。教授の教育、研究、大学管理における役割を強化する。教職員代表大会制度と学生代表大会制度を導入する。公立大学の学長の選抜・任免制度の改善などの改革を実施する。
- **学校設置体制の改革**：教育制度の活性化を図るため、公立セクターにおいては、業界・企業などが公立学校の設置に関与することを奨励する。民営セクターにおいては、民営教育を今後の中国教育発展の重要な成長点と教育改革を促す重要な力量とみなし、民営教育の成長を促進する。具体的には、民営教育機関の設置運営の自主性を保障するとともに、民営教育機関の教員の社会保険制度の整備、水準に満たす民営高等教育機関に対する学士・修士・博士の学位授与権の審査・認可、政府財政による民営教育機関への補助制度(私学助成制度)などを実施する。また、民営教育機関の管理・整備については、民営学校法人の財産所有権の明確化、民営教育機関の営利学校・非営利学校別管理制度、民営学校の財務・会計・資産管理制度の整備などの項目が盛り込まれている。
- **学校管理体制の改革**：政府の教育管理方式を改革し、中央政府から地方政府への権限委譲、政府から大学への権限委譲改革を推進する。省政府を中心とする高等教育管理体制を構築し、地方所管四年制大学の学士学位授与権付与の審査・認可権を省政府に委譲する。各省政府は国家规定に基づき、所在する教育機関の運営基準を設定する。教育諮問委員会を設立し、教育改革と発展に関する諮問・審議機能を果たし、教育政策決定の科学性を強化する。
- **教育開放の拡大**：国際教育交流と連携の強化、優質な教育資源の吸収、海外高水準大学との連携、留学生規模の拡大など。

● 改革施策の推進に必要とされる六つの事項

上述の改革推進に必要とされる事項として、「教員水準の強化」、「教育情報化の加速」「教育管理の法制化の推進」、「共産党と政府による教育指導の強化」、「具体的なプロジェクトと改革試行の実施」のほかに、「教育経費投入の保障」があげられた。

- **教育投資の増加**：2010 年度に政府の教育支出を GDP 比 4%まで増加させる目標を掲げている。
- **経費投入制度の改善**：高等教育の設置者による投資を主とし、学習者が合理的に分担するコストシェア制度を構築する。中央財政は中・西部地域の高等教育の発展に補助を与える。学生経済支援制度を改善し、大学院生国家奨学金を設ける。
- **経費管理の強化**：予算制度と会計制度の整備・構築。公立高等教育機関の総会計師の政府による派遣。経費使用に関する会計監査の強化。経費の効率的使用の評価制度の構築。節約型学校の建設など。

6. 基礎統計

基礎統計表-1 設置形態別機関数(単位:校)

年度	2004	2005	2006	2007	2008
公立普通高等教育機関	1,505	1,542	1,591	1,613	1,945
民営大学(独立学院を含む学歴授与権を持つ機関)	228	547	596	615	640
合計(独立学院が含まない)	1,731	1,792	1,867	1,908	2,263

出典:教育部各年度「全国教育事業発展公報」による推算

基礎統計表-2 設置形態別学部在学者数(単位:万人)

年度	2004	2005	2006	2007	2008
公立普通高等教育機関	1,193.75	1,349.15	1,458.35	1,535.21	1,619.72
民営普通高等教育機関(独立学院を含む)	139.75	212.63	280.49	349.69	401.3
合計	1,333.50	1,561.78	1,738.84	1,884.90	2,021.02

出典；教育部各年度「全国教育事業発展公報」による推算

基礎統計表-3 大学院在学者規模(単位:万人)

年度	2004	2005	2006	2007	2008
大学院在学者	81.99	97.86	110.47	119.50	128.3

基礎統計表-4 高等教育就学率(単位:%)

年度	2004	2005	2006	2007	2008
高等教育就学率	19.0	21.0	22.0	23.0	23.3

出典：教育部各年度「全国教育事業発展公報」

＜参考文献＞

- 張清華 1998, 「中国における高等教育の管理運営形態に関する研究—1949年から1985年までの国立高等教育機関を中心に」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第38巻, pp. 423-432.
- 楠山研 2005, 「中国の高等教育における行政改革の進展」『大学の管理運営改革—日本の行方と諸外国の動向』東信堂, pp. 209-230.
- 勞凱声 2007, 「教育体制改革中的高等学校法律地位変遷」『北京師範大学学报』2007年第2期, pp. 5-16.
- 張応強・程瑛 2008, 「高校内部管理体制改革: 30年の回顧与展望」『高等工程教育研究』2008年第6期, pp. 32-38.
- 『中国高等教育』評論員 1994, 「貫徹「決定」實施「綱要」」『中国高等教育』1994年第1期.
- 教育部 各年度「全国教育事業發展統計公報」, 教育部 HP (<http://www.moe.edu.cn/>).
- 「校弁企業改制進入倒計時」『中国改革報』, 2005年10月8日.
- 鮑威 2010, 「中国の高等教育—量的拡大から質的改革へ」『IDE 現代の高等教育』2010年2-3月, pp. 30-34.
- 教育部 2010, 「国家中長期教育改革と發展計画綱要」(2010年2月28日・社会公開版).

一 法規・政策・学内規定一

『高等教育法』

※資料編翻訳(転載): 篠原清昭 2001, 『中華人民共和国教育法に関する研究』九州大学出版会, pp. 375-387.

『民営教育促進法』

『四年制大学專攻設置規定(原語: 高校本科專業設置規定)』

『高等職業技術学院設置基準(原語: 高等職業学校設置標準)』(資料編翻訳*)

『民営高等教育機関の運営管理に関する若干規定(原語: 民弁高等学校弁学管理若干規定)』

『中華人民共和国学位条例』

『独立学院の設置と管理に関する弁法(原語: 独立学院設置与管理弁法)』(資料編翻訳* **)

『高等教育機関の財務制度(原語: 高等学校財務制度)』(資料編翻訳* **)

『普通四年制大学設置規定(暫定)』原語: 普通本科学校設置暫行規定』(資料編翻訳*)

1993年国务院『中国教育改革・發展綱要』

1985年中共中央「教育体制の改革に関する決定」

『民営高等教育機関の設置・運営管理に関する若干の規定』(2007年)(資料編翻訳**)

「普通四年制大学設置規定(暫定)」

「高等職業技術学院設置基準(暫定)」

「高等教育機関の人事制度改革に関する実施意見」(2000年)

「事業単位機関の人員の給与分配制度改革に関する通知」(2006年)

上海市教育委員会『所管公立高等教育機関の借入管理弁法に関する通知』

「北京大学教師の招聘と職務昇進に関する規定(暫定)」(2004年)

「北京大学事業計画委員会章程」(2005年改正)

「北京大学學術委員会章程」(2004年)

「北京大学学長弁公會議工作規定」(2004年)

「北京大学校務委員会規章」(2000年)

「北京大学学科計画委員会章程」（2005 年改正）

「北京大学予算管理弁法（暫定）」（1998 年）

「北京大学予算執行与決算審計規定」（2008 年）

「南京大学財務処操作規定」（2007 年）

一 翻訳担当者（敬称略）：

張燕（東京大学大学院教育学研究科）＊

邱潔（東京大学大学院教育学研究科）**